

[特集]  
経済構造が変容の中での  
都市再生の事業制度を  
考える



ない時代における再開発のあり方」は、近時、専門家の間で深刻に検討され、①大規模な保険枠に依存しないで成立する再開発の仕組みの検討、②まちづくり事業としての公共的立場の明確化、③合意形成、権利調整手法の多様な展開、④时限性と多数決原論の確立等、抽象論ではなく現実的な地に足をつけた解決メニューが多数提言されている<sup>1)</sup>。しかしこのように立派なメニューが示されても、問題は誰がいつまでにどのような基準や組織体制で行動に着手するかであり、日本全体の民主主義の形骸化、集團無責任体制、問題先送りの本質に気が入らない限り、その実現は困難である。また地価の安定、不動産の信用回復を基礎とした不良債権処理の道筋が見えない限り、既にデフレ基調に陥ってしまった日本経済の立ち直しはありえない、経済不況の克服なしには再開発の破綻を防ぐ手手では存在しない。  
7) このように日本のまちづくりが苦況にある中、02年2月まちづくりの分野における構造改革としての小泉都市再生の企画がほぼ明らかになった。まちづくりの分野においても、戦後50年間続いた「護送船団方式」が廢り立たないことは明白である。本稿は小泉都市再生を素描し、その位置づけを論じたい。

## 2. 日本のまちづくり法則の特徴

1) 日本の都市や土地に関する法律を体系化したのは五十嵐敬喜『都市法』(1987年、ぎょうせい)が最初だが、私は日本のまちづくり法『護送船団方式』で、その後を追った。五十嵐は、日本の都市計画法制度の特徴を①絶対的土地所有権②縦引き・色争り・複数による都市計画③国家主導の都市計画④メニュー追加方式とする<sup>2)</sup>。同感だが、私は日本のまちづくり法の「複雑性・難解性」をキーワードとして追加したい。68年の都市計画法は、高度経済成長、都市化社会の流れの中、スプロール化をおさえ健全な都市をつくるため制定されたが、全国総合開発法等の「開発法」がひしめき、「保全法」は圧倒的に劣勢とされた。これは、公事業を中心とした土建国家を目指し、利益誘導政策を進める自民党的体質と合致したもので、日本独特のまちづくり法の体系化が進んだ。そして日本のまちづくり法は次第に複雑・難解

となり、国民の手を離れて官僚のみが握る道具となった。また法律以外の要綱や通達さらには中央官庁による地方への補助金による割りというシステムによって官僚支配がより眞鍼されていった<sup>3)</sup>。

2) 他方、戦後50年間の民主主義の形骸化の中、発生するさまざまな社会・経済問題に対する機動的な対応が不足し、問題先送り本質が広まった。都市計画法は80年に地区計画制度の創設、都市再開発方針の導入がされた。また92年改正により、①都市マスタープランの充実、②用途地域の見直し、③誘導容積制度の創設等、時代の流れに対応した改正がされたが、なお不十分であった。00年の都市計画法の32年ぶりの大改正は、少子・高齢化・都市化社会から都市型社会への移行という社会経済情勢の変容に対応するものであるが、00年の地方分権一括法の施行、01年の中央省庁の再編、と相まって複雑・難解さは更に深まり、日本のまちづくり法則は一般国民には到底理解困難な法律体系となっている<sup>4)</sup>。

3) 95年1月12日の阪神大震災の発生により復興まちづくりが大テーマとなった。しかし駿府重点地区での区画整理・再開発を中心とした3・17都市計画決定は、住民とマスコミの反対を受け、都市計画制度の機能不全を印象づけた。まちづくり協議会方式が先進的試みとして導入されたが、試行錯誤の連続であり、成功とは評価できない。昨今NPOまちづくり法人が次々と結成されているが、その果たしたる役割は未知数で、今後の展開との皮肉を期待する他ない。震災で倒壊した多くのマンションは、その建替えシステムの欠如を露呈させ、建替え派vs修復派の泥沼的な詐証まで出現した。30年以上経過した老朽マンションの建替え制度の必要性という、わかつてながら手つかずされた問題が一挙に噴出したわけで、それまでの傲慢・無策ぶりの責任は重大である。このように日本のまちづくり法は複雑性・難解性をキーワードとして、機能不全を続けてきたといわざるをえない<sup>5)</sup>。

## 3. 小泉都市再生の具体的な内容と新たな法律案

1) 01年4月の小泉内閣成立直後の5月8日、「環境、防災、国際化等の観点からの都市の再生を目指す

## ■特集 「経済構造が変容の中での都市再生の事業制度を考える」

### 小泉都市再生とまちづくり—法制度論の観点から

弁護士 坂 和 章 平

#### 1. 私の開運意図

1) 私は84年5月の大阪駅前ビル「商人アモ」以降、都市再開発問題に取り組み、独立採算方式を基調とした特に「駿府」再開発システムをさまざまな角度から分析した。84年9月には阿倍野再開発訴訟を提起し、88年6月大阪高裁で「第2種市街地再開発事業については、事業計画決定の段階で争訟成熟性があり行政処分性が認められる」と、日本初の直判の判決を獲得し、最高裁の支持を得た<sup>6)</sup>。また84年以降、各地の再開発の現場から相談を受けたことや弁護士会での各種調査を背景として、87年には『駿府に立つ都市再開発』を出版した。これは、その当時の134の事業完了例から各種データをコンピューターに入力し、①土地（施行地面積、土地の利用状況等）②人（権利者数、転居者数、居住人口等）③金（収入・支出のモデル、各項目の比率等）④床（建築敷地、建築面積、建築延べ面積、平均階数、平均棟数、保留率等）の観点から再開発の実態を分析したものの、当時はまだ取り組みであつたため大きな反響を呼んだ<sup>7)</sup>。時あかも82年の中曾根内閣の発足の、再開発は打ち出の小槌のような幻想をもって受け入れられ全国各地に広がった。2) 87年10月 NHK は「土地はだれのものか」と題する特集を組んだ。その反響はすさまじく、「予見しうる将来、これほど国民の関心をそそるテーマはなかなか考えにくい」とされた<sup>8)</sup>。しかし90年2月の「不動産融資の総量規制」を境に土地取引は激減し、地価上昇は沈静化して下落の方向に向かった。3) 01年10月「再開発の極端生」といわれた兵庫県川西市で「再開発から都市再生を考える」シンポジウムが開催された。これは景気低迷・赤字財政の下、損失補償や余剰床の買い上げ等による自治体財政の

圧迫に自治体が悲鳴をあげたもので、全国市町村連絡協議会が旗揚げされた<sup>9)</sup>。また01年10月には「区画整理・再開発の破綻」というヨッキングな本が出版された<sup>10)</sup>。これは、全国53例の破綻に直面する区画整理・再開発を「冰山の一角」として紹介したもので、実にタイムリーかつ価値のある出版であった。4) 私は01年2月、三重県久居市の再開発について民事調停を申立て、組合解散のため保留床を廃し赤字を清算する必要性を訴え、開発者と協議を続けている<sup>11)</sup>。また岡山県津市との再開発については、赤字を抱えた組合の解散のため、組合員に対して都市再開発法80条に基づく賦課金を課したところ、これが「組合会の決議無効確認の訴」として訴訟にもちこまれる異例の展開となった。またこれと平行して、同法26条に基づく理事の解任請求の手段も実施した<sup>12)</sup>。土地区画整理事業では、同法40条に基づく賦課金の事例は多数あるが、再開発事業では賦課金の実施も組合の理事の解任請求も全国的と思われる。5) 第三セクターの破綻は今や社会現象として定着した。また下関市が出資していた、日韓を結ぶ第三セクターの高速船会社が破綻したことについて、下関市長に対し8億円余の損害賠償を命じた住民訴訟の判決以降、地方公共団体の第三セクターへの出資は抑制された<sup>13)</sup>。駿府再開発では、再開発ビルの管理運営のためほんどの地区で三ツ星が結ばれているから、その破綻は駿府事業を根底から搖るが大問題である。そして今や論点は「再開発組合の破綻能力の有無」であり、その事例第1号がどこで出るかが注目の的となっている。6) このような再開発の破綻は、地価下落と保留床の売れ残り（核店舗・テナント不在）から生ずる必然的な結果である。「地価の右肩上がりを前提とし

す21世紀型都市再生プロジェクトの推進や土地の有効利用等都市間に施す施策を総合的かつ強力に推進すること」を目的として都市再生本部が内閣に設置され、01年12月までに計5回の会合が開かれた。そして、①密集市街地の緊急整備、②都市における既存ストックの活用、③大都市圏における都市環境インフラの再生等、第1～3次の都市再生プロジェクトが順次決定された。また民間部門開発投資促進の導入がされた。また2002年改正により、①都市マスタープランの充実、②用途地域の見直し、③誘導容積制度の創設等、時代の流れに対応した改正がされたが、なお不十分であった。00年の都市計画法の32年ぶりの大改正は、少子・高齢化・都市化社会から都市型社会への移行という社会経済情勢の変容に対応するものであるが、00年の地方分権一括法の施行、01年の中央省庁の再編、と相まって複雑・難解さは更に深まり、日本のまちづくり法則は一般国民には到底理解困難な法律体系となっている<sup>14)</sup>。

3) 95年1月12日の阪神大震災の発生により復興まちづくりが大テーマとなった。しかし駿府重点地区での区画整理・再開発を中心とした3・17都市計画決定は、住民とマスコミの反対を受け、都市計画制度の機能不全を印象づけた。まちづくり協議会方式が先進的試みとして導入されたが、試行錯誤の連続であり、成功とは評価できない。昨今NPOまちづくり法人が次々と結成されているが、その果たしたる役割は未知数で、今後の展開との皮肉を期待する他ない。震災で倒壊した多くのマンションは、その建替えシステムの欠如を露呈させ、建替え派vs修復派の泥沼的な詐証まで出現した。30年以上経過した老朽マンションの建替え制度の必要性という、わかつてながら手つかずされた問題が一挙に噴出したわけで、それまでの傲慢・無策ぶりの責任は重大である。このように日本のまちづくり法は複雑性・難解性をキーワードとして、機能不全を続けてきたといわざるをえない<sup>15)</sup>。

3. 小泉都市再生の具体的な内容と新たな法律案

1) 01年4月の小泉内閣成立直後の5月8日、「環境、防災、国際化等の観点からの都市の再生を目指す

技術」等の都市計画等の特別措置の創設及び都市再生緊急整備協議会の設置等所要の措置を講ずるものである（7月に緊急整備地域の指定基準を閣議決定する予定）。

小泉内閣が同国会に提出予定の都市再生関係の法案は、他の①都市再開発法等の一括改正（民間事業者等によって行われる都市の再開発を促進するため、一定の要件に該当する民間会社を市街地再開発事業の施行者に追加するとともに、高度利用地推進法（仮称）を定めた土地区画整理事業における換地の特例の削除、民間都市開発推進機構の土地取得業務に係わる取得期限の延長等の改正）、②マンション替えの円滑化に関する法律（マンションにおける良好な居住環境の確保を図るために、法人格を有するマンション・住組合の設立、権利交換手続による関係権利の変換、危険又は有害なマンションの虐待の促進のための特別な措置等）、③建築基準法等の一部改正（居住環境の改善、適正な土地利用の促進等に資する合理的・機動的な建築・都市計画規制を行うため、とシックハウス症候群対策のための規制の導入、建築物の形態規制の合理化、地区計画等の見直し、土地所有者等による都市計画の提案制度の創設等）等である。これらは数ヶ月にわたる都市再生本部での議論を法典化したもので、異例のスピードである上、思い切った内容となっている。

#### 4. 小泉都市再生の歴史的位置づけ

1) 戦後復興が終わり、「もはや戦後ではない」という名セリフをはいた池田内閣により日本は高度経済成長路線に乗り、「都市政策大纲」と「日本列島改造論」の田中内閣の下で、88年以降「近代都市法」を確立させた。82年の中曾根内閣による規制緩和、内需拡大路線の下、都市再開発は「打ち出の小槌」としてもはやされ、都市政策が脚光をあびた。これは公事業を軸とした土建国家の経済発展を目標し、利益誘導政治を進める自民党的体質と合致していたためだが、89～90年のバブル崩壊以降自民党政権は限界に達した。93年の細川内閣は、戦後38年間続いた自民党の一党支配を終焉させ、「生活者利益優先の時代」、「貢献ある変革」を宣言した。そこ

らが細川内閣は唐突に退陣し、橋本自民党内閣による六大改革が始まった。しかし橋本内閣も98年退陣し、極度の政治不信の中、ハブニングのようになつて4月小泉内閣が登場し、型成なき構造改革を宣言した。その内容は、①経済・財政の構造改革（不良債権処理、新規国債発行枠を30兆円に抑制）、②行政の構造改革（部局と事業の民営化、特殊法人の廃止・統合）を核としたもので、01年6月の「骨太の方針」にその内容が示された。

2) 小泉都市再生は小泉改革そのものではなく、政策の1つの柱にすぎないが、公共事業の見直しや予算配分に直結する点において、小泉改革そのものに通じている。かつて細川内閣は、自民党政権を打破することによって生活が優先の政治、財政のトライアングルの打破を試みたが、小泉都市再生は「自民党という政権与党の力だからできる」というスタンスで改革を実現しようとしている点に特徴がある。從って自民党内での努力基盤が弱い小泉内閣による都市再生が成功するためには、国民の高い支持と、自民抵抗勢力（税金の公共事業依存型、利益誘導型、国債依存型）による構造的牽制が不可欠である。細川内閣は「八頭頂て馬車」に乗った不安定な連立政権だったのと同じく、小泉内閣もこのような構造的な政権として、今、都市再生に取り組んでいることを認識する必要がある。

#### 5. 小泉都市再生の政治的・経済的側面

1) 小泉都市再生は必然的に公共事業の削減・見直しさるには道路特定財源の見直し問題に直結した。内閣発足直後の公共事業費一律一割カットの宣言に続き、01年6月、国交省はダム事業や高速道路事業の凍結・見直しの独自案を発表した。そして01年12月の財務省予算では、国債発行30兆円枠にこだわった緊縮予算中の、道路を中心とする公共事業を大幅にカットした上、都市再生の重点7分野へ2兆円を投入する「メリハリ予算」を実現した。しかし、小泉内閣が本気で公共事業の見直し・削減を考えれば考えるほど、これでぐる政治的攻防が最も本質的な問題として浮上することになる。

もっとも実は、この公共事業の見直しは、自民党

が限界に達する中、六大改革を唱えた橋本内閣において既に着手されていたものである。すなわち橋本内閣は、97年を財政再建元年と位置づけて公共事業の見直しを宣言し、北海道が97年に導入した「時のアセスメント」を元にして、公共事業の効率性・透明性チェックのための再評価や新規事業採択時評価の新システム等を実施した。だが、橋本財政構造改革と公共事業の見直しは自民党内の主流となりえず、結果は景気対策という名目の下で、5兆円もの大規模な補正予算によるバラマキ路線の前に入らず敗北した。また「ミスター公共事業」と称された龟井静香自民党秋葉会長は、00年7月、公共事業本部見直し検討会を設置し、8月、自公連立会議にて233億の公共事業の中止勧告を打ち出し、2兆5千億円の予算削減を実施した。しかし、実はこの多くは既に既定の事業や代替事業が検討されているものであったため、結果的に危機論の議論手な公共事業見直し案は、「国民の目を欺く羊頭狗肉であったことが判明した<sup>1)</sup>。

公共事業の見直し・削減が本当に可能か否か、それは法律論ではなく、一に政治論であり、自民党内の権力闘争そのものである。從て自民党内の権力争いの構団を基き、国民の投票という民主主義のルールによってしかその是非を判定することはできない。小泉都市再生における公共事業の見直しが本物だと考えるならば、それはこの政治抗争の仕組みを理解し、主導者として明確な意思表明をしなければならない。

2) 日本の経済不況は深刻で、失業率が高まり、今やアラバストラブルの危機に陥っている。さらに外務省改革に端を発した02年2月の田中真紀子外務大臣の更迭以降、小泉内閣の支持率は急落し、小泉政権そのものが危機にある。外務省改革は精緻な政治問題で都市再生とは無縁だが、景気対策が先か財政再建が先か、あるいは両者同時か、という経済政策における根本的議論は都市再生に重大な関連がある。私は、都市再生の諸政策を実現するについては、景気対策としての公共事業創設型バラキ（併金）予算を採用してはならないと考えている。

日本の今日の経済不況の根本原因は、「失われた10

年」と称される不良債権処理の遅れを中心とした日本の社会全般に蔓延する「問題先送り体質」にあり、小泉内閣にあるのではなく。国債に依存した借金体質のまま進めば、少子・高齢化が進む日本の財政が破綻することは明らかである。財政再建が日本最大の課題であることを前提として、歴代内閣はそれぞれの経済対策を訴えてきた筈である。細川内閣は政治改革と公共事業の見直しは自民党内の主流となりえず、結果は景気対策という名目の下で、5兆円もの大規模な補正予算によるバラマキ路線の前に入らず敗北した。また「ミスター公共事業」と称された龟井静香自民党秋葉会長は、00年7月、公共事業本部見直し検討会を設置し、8月、自公連立会議にて233億の公共事業の中止勧告を打ち出し、2兆5千億円の予算削減を実施した。しかし、実はこの多くは既に既定の事業や代替事業が検討されているものであったため、結果的に危機論の議論手な公共事業見直し案は、「国民の目を欺く羊頭狗肉であったことが判明した<sup>1)</sup>。

3) 小泉都市再生は再開発事業の実現によって

2/3以上の地権者の同意による都市計画の提案、③1種・2種を開拓する、再開発事業の施行者に地権者の2/3以上の同意による再開発会社の追加等、を規定している。これらは、従来政府財が一体としてトライアンブルを組んで、まちづくり分野の公共事業を独占していたものを民間に開放するものであり、その方向性は正当である。しかし残念ながら日本では、民間とは必ずしも市民や住民を意味するものではない。近年NPOまちづくり法人が多数結成されているが、阪神大震災からの復興まちづくりや全国的なまちづくりは日本では不十分である。むしろ民間の再開発の象徴は、赤坂六本木の森ビルによるアーバンリズムの再開発のように、大手ゼネコンによるものが多い。中曾根アーバンネサンス時代にもたはやされた駅前再開発は、土地パブルで資金を集めた大手ゼネコンが主役だったが、小泉都市再生における官から民へというキーワードがこれと同じであってはならず、潮流のゼネコン投棄になったのは無意味である。なお、まちづくりへの市民参加は、日本のまちづくりではずっと市民不在・住民不在が続いてきたという根本的な問題として、長期に学習・改善していくべき課題である。

2) 小泉都市再生の第2の特徴は、小泉構造改革と軋を一にするスピードと時間性である。今までの日本の都市政策やまちづくり法の分野での諸論議は、自民党政治の下での分野と同様、民主主義の名の下で皆の意見を聞くことに目を奪わせ、いつまでに何をするのかという観點を失い、問題を先送りしてきた。マンション選替え問題の先送りや再開発に5~8年の長期間を要するため時代の流れに対応できなかったこと等の反省の下に、小泉都市再生は立法のスピードを早めるとともに、再開発もその期間を1/3以下に短縮するとしている。民間提案の都市計画についても、行政は6ヶ月以内に都市計画決定するという形で時間性を明確にしている。これは従来にない必要不可欠で合理的な視点であり、何としてもこれを維持する必要がある。

3) 第3の特徴は多数決原理の尊重である。地権者の2/3以上の同意による都市計画の提案や再開発会

社の設立、さらには4/5以上の同意による法人格を有するマンション建替組合の設立等、小泉都市再生では多數決原理の考え方が顕著である。これは悪くすると、少数意見の排除、弱者切り捨てとなるが、従来の日本型民主主義ではこの面が強調されすぎた傾向が強いた。議論を尽くした上での多数決による方針決定と、決定された方針の速やかな実行は民主主義の根幹であり、小泉都市再生はその当然のことを明確にしているにすぎない。弱者政治に名を借りたゴミ得や既存権益の擁護をせず、多数決による決定の尊重と速やかな実行は当然の方向性である。

4) 第4の特徴は、石原慎太郎東京都知事の「東京都にカジノの設置」や沖縄での「経済特区」の発想と共に進むる都市再生の「特区」という言葉切った発想（差別化）とその政策化である。

今般提案された都市再生特別区（仮称）の創設はその典型的であり、内閣直属の都市再生本部がこれを認定すれば、用途地区や容積率等の都市計画法上の規制をいったんすべて白紙にもどすという思い切った内容である。80年代のイギリスが「特区」を都市再生の起爆剤として採用し成功したのを参考にしたもののだが、これを延長で国の現実政策として提案したのは、小泉都市再生ならばこそである。特区の候補地として、東京では渋谷や豊島の临海部の他JR大阪駅北側等があり、これらが実現すれば都市再生が一気に加速する可能性がある。もっとも小泉都市再生の推進のためには、住民によるまちづくり法の学習が不可欠であり、そのための啓蒙活動が重要である。

#### 7. おわりに

小泉都市再生を法制度論から論ずるには、その内容と目標指向性の検討の他、戦後56年間の歴代内閣の下で実現されてきた日本のまちづくり法の歴史的区分の中での位置づけることが必要であり、さらに日本のまちづくり法体系の中にどう位置づけるのかという視点が重要である。しかしそれ以上に重要な実現的な问题是、小泉改革・小泉内閣は継続できるのか否か、ということである。その継続のためには自民党内の政治権力闘争での勝利と経済不況の克服

が不可欠であるが、それは国民の理解と協力（支持）なしにはありえない。都市再生本部での議論やそれを踏まえて今国会に提出される小泉都市再生法案は、いずれもまちづくりの分野における構造改革を目指すもので重要なものばかりであり、私はその成立を願っている。不十分ながらも本筋がその松計の一助となれば幸いである。

#### 注

- 1) 大久保昌一他著者(1985)「苦悩する都市再開発」都市文化社
- 2) 大友賀裁刊印83-6-24判時1283号p21、最判平4、11・26民集46巻8号p2658
- 3) 板垣草平他(1987)『『課題に立つ都市再開発』都市文化社p133~160
- 4) 日本版選出版協会「世界中の日本ー土地はだれのものか」p 4  
5) 01年12月8日朝日新聞
- 6) NPO法人区画整理、再開発対策全国連絡会議(2001年)「区画整理・再開発の歴史」自治体研究会  
7) 計画裁定平13年(ノ)第25号借地支払猶予等請求調停申立て事件
- 8) 国田雄哉津山支平13年(ワ)第202号会議係勤務確認請求事件等
- 9) 01年12月8日朝日新聞p28、また三セクの改稿は02年1月9日日経新聞等で背景
- 10) 関西再開発研究会からの提言その1(00年6月)、その2(01年6月)、再開発懇談会からの提言(01年10月21日)等
- 11) 五十嵐敬喜他(1993)「都市計画・判断の構図を超えて」岩波新書p17
- 12) 板垣草平他(1995)「まちづくり法実態体系」新日本法規p 7~11参照
- 13) 板垣草平他(2001)「改正都市計画法のポイント」新日本法規p 1~25参照
- 14) 板垣草平他(1995)「震災復興まちづくりへの挑戦」都市文化社p105~129参照
- 15) 五十嵐敬喜他編著(2001)「公共事業は止まるか」岩波新書p17